

津市の障がい福祉

平成28年3月16日発行

障がい福祉課

☎229-3157 FAX 229-3334

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人などに市が行っている障がい福祉サービスや、自立支援医療などについてお知らせします。これらを利用するには、あらかじめ申請が必要です。

市が実施している障がい福祉サービス

交通サービス

津市視覚障害者タクシー料金助成事業

対象 市内に住所がある20歳以上の在宅の人で、身体障害者手帳の等級が視覚障がい1級の所得税非課税の人

助成額 1カ月につき600円の乗車券4枚を申請月から助成

※津市障害者等交通サービス支援事業と同時に利用することはできません。毎年申請する必要があります。

津市障害者等交通サービス支援事業

対象 市内に住所があり、通院・通学のためにタクシーや自家用車、公共交通機関を月1回以上利用する人で、次のいずれかに該当する所得税非課税の人 ※障がい児は保護者が所得税非課税の人

- 身体障害者手帳1級または2級
- 療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級

対象にならない場合

- 上記のいずれかに該当しなくなったとき
- 所得税が課税されたとき
- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れたとき
- 入院または施設に入所したとき

助成額 通院・通学1回につき1,000円(1カ月4回まで)

※津市視覚障害者タクシー料金助成事業と同時に利用することはできません。

その他のサービス

津市重度障害者等紙おむつ等購入費助成事業

対象 医師の意見書で常時紙おむつ等の使用が必要と認められる、市内に住所のある3歳以上65歳未満の重度障がいのある在宅の人で、次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳の肢体不自由の障がい程度が1級または2級
- 療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- 精神障害者保健福祉手帳1級

対象にならない場合

- 入院・入所している人
- 市民税の所得割が46万円以上の世帯
- 生活保護を受けている人
- 日常生活用具給付事業で、すでに紙おむつの給付を受けている人

助成額 市民税非課税世帯は1カ月5,000円まで、市民税課税世帯は1カ月4,500円まで

視覚に障がいのある人のためのサービス

声の広報 18歳以上で、身体障害者手帳の障がいの程度が視覚障がい1級から4級の人を対象に、「広報津」「つ市議会だより」「つ社協だより」「暮らしの情報」を、CDに収録して郵送します。

自立歩行生活訓練事業 重度の視覚障がいのある人の自立生活に向けた、^{ほくじょう}白杖歩行や点字などの訓練を行います。

日常生活用具の給付 平成28年度より大活字図書を給付項目に追加します。その他の項目について詳しくはお問い合わせください。

障がい児等生活支援ファイル「はっぴいのーと」

「はっぴいのーと」は、障がいがある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの成長の記録ができる冊子です。保護者の皆さんに無料で配布していますので、詳しくはお問い合わせください。

対象 市内に在住・在学で18歳以下の障がいがある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの保護者で、利用を希望する人

津市障がい者虐待防止センター

家庭や職場などで障がいのある人への虐待行為を見たり聞いたりしたら、電話またはファクスで津市障がい者虐待防止センター(☎264-7002、FAX 229-1382、津市障がい者相談支援センター内)へ通報してください。通報者の秘密は守られます。